

令和6年度 第3回芦屋市打出財産区共有財産管理委員会 会議録

|              |                                                                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時          | 令和7年1月31日（金）午前10時～午前11時                                                                              |
| 場 所          | 東館3階 災害対策本部室(中会議室)                                                                                   |
| 委員出席者        | 細谷昌巳委員長、樋口勝紀副委員長、朝比奈 洋委員、杉本光仁委員、<br>寺本愼児委員、天王寺谷昭博委員、天王寺谷充康委員、灘本二三夫委員、<br>松本隆夫委員、織田信也委員、福井利道委員、山村剛史委員 |
| 委員欠席者        | 極楽地太一委員、馬場重行委員、阪口輝紀委員、                                                                               |
| 市側出席者<br>事務局 | 高島市長 岡崎総務部長 総務課：北條課長、柿原係長                                                                            |
| 会議の公開        | 公開                                                                                                   |
| 傍聴者数         | 0人                                                                                                   |

【会議次第】

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 令和7年度 打出芦屋財産区会計予算(案)について

3 報告事項

(1) 行政視察について

4 その他

細谷委員長        それでは、ただ今から、芦屋市打出・芦屋財産区共有財産管理委員会を開催いたします。開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

－細谷委員長あいさつ－

事務局            ありがとうございました。  
続きまして、財産区管理者であります高島市長より御挨拶を申し上げます。

高島市長            日頃より打出芦屋財産区の皆様には、市政に対しまして御理解、御協力いただきまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

－高島市長あいさつ－

事務局            ありがとうございました。  
市長はこの後、他の業務がありますので、ここで退席させていただきます。

御理解と御了承のほど、よろしくお願いいたします。

高島市長 失礼します。今後よろしくお願いいたします。

—高島市長 退出—

事務局 それでは委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

細谷委員長 それでは、議事に入ります前に、委員出席数を確認します。  
本日は、15名中12名の出席がありますので、本委員会は成立いたしております。  
議事録署名委員は、慣例によりまして天王寺谷充康委員と杉本光仁委員にお願いします。よろしくお願いいたします。  
それでは、議事に入ります。協議事項(1)「令和7年度打出芦屋財産区会計予算(案)について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 —「令和7年度打出芦屋財産区会計予算(案)について」説明—

細谷委員長 ただいまの説明について、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。  
除草業務についてなぜシルバー人材センターが止めたのですか。シルバー人材センターから止めたいとの申し出があったのですか。

事務局 シルバー人材センターから除草業務を止めたいとの申し出がありました。危険だということです。他のシルバー人材センターで電動の草刈機による事故も発生しているとのことで、危険性が高いということです。

細谷委員長 民間業者に依頼することになるのですか。

事務局 民間の事業者には依頼することになりますので、やっぱりどうしても価格的に高くなります。

細谷委員長 結局どうするか、業者の選定はまだわからないということですね。

事務局 見積り合わせか入札等によって行いますので、業者はどうなるか分かりません。

細谷委員長 市内業者ということですか。

事務局 市内業者にお願いする予定です。

細谷委員長        大分負担が多くなるということですか。

事務局            貸付地については、基本的に貸付けしている業者に除草についてお願いしています。

細谷委員長        除草するタイミングもあると思うのですが、6月か10月ぐらいですか。

事務局            年2回、主に梅雨前と秋口、草が枯れ始めるころに行っています。そのタイミングで貸し付けていたら、お願いしています。

細谷委員長        できるだけ安くお願いします。

寺本委員          1件よろしいでしょうか。

今の話の続きになるんですけど、この地域というのは、いわゆる高木というのはたくさんあるんですか。高木の場合、クレーンとか使ったりすることもあるんですか。

事務局            高木につきましては、先ほど説明しました山麓線と交わるところで、歩道側に沿って高木があったんですが、今年度1回、剪定しています。ですから、しばらくは剪定しなくて済むようにはやっています。ただ、近隣にマンションとか住宅がありますので、その周りの木が台風で傾いたり、あるいは枝が伸びて建物の敷地内に入るようなケースにつきましては剪定しています。臨時で剪定するということはあるんですが、ほとんど高所作業車とか入れるようなところはなく、まさに人力で木に登って切ってもらってるという状況がござい

寺本委員          クレーンとか使うケースはないんですか。ほとんどないですか。

事務局            財産区のところは、山と民地という関係がありますんで、山側はほとんど全部財産区ですので、高所作業車とかクレーンが入れるような場所がほとんどありません。ですから、どうしても費用的に、まさに人力でやってございますので、高額になります。

天王寺谷(充)委員    貸付けの場合でも、こちら側が除草とかそういうのをするんですか。

事務局            除草するタイミングと貸付けしているタイミングが合えば、借地している相手方に対して、除草をお願いするというような形では頼んでいるんですけども、必ずしもずっと常に貸し付けられているわけではなくて、空いてるタイミングがあるんで、そのときであれば、タイミングによってはこちらのほうで施工せざるを得ないという状況がござい

天王寺谷(充)委員      この貸付けというのが短期の貸付けですか。

事務局      そうです、短期の貸付けです。主に公共事業の関係ですので、御理解いただいて除草とかはやっていただいております。

山村委員      役務費ですが、この振込手数料は、今、何かすごく上がってるんじゃないですか。これは市がやるから100円なんですか。

事務局      予算は1件100円で見込むこととなっています。

山村委員      ちなみに、どこへ振り込むんでしょうか。

事務局      振り込むというのは、例えば先ほど言いましたように、除草とか剪定したときに業者にお支払いするときの振込先です。業務委託や工事をしてもらった業者さんに対しての支払いです。

山村委員      それが100円ですか。今、550円ぐらいしませんか。

寺本委員      元々、市が振込むときは、手数料は無料やったんでしょう。  
それが100円になった。

事務局      令和6年度から予算化しています。元々は無料でした。

山村委員      わかりました。

福井委員      バスのほうの車両借上料ですが、この50万円は、年度内、新年度ですか、令和7年度で、泊を伴う行政視察はないけれども、どこか行きたいということのためにバスの借上料を一応確保しているということですか。

事務局      例えば、どこかで崖崩れがあって現地を確認したいとか、そういった場合に備えて用意しているというところでございます。

福井委員      他市への視察もあり得ると考えてよいのでしょうか。

事務局      予算としては、宿泊費とかは計上しておりませんので、場合によっては日帰りで行ける範囲内ということになると思います。

福井委員      近隣やったらということ。それがさっきの委員報酬のほうにも一応入っているということですか。

事務局      委員会を開催して、そのままバスに乗っていくということです。

福井委員            そういうことですね。わかりました。  
共有地の整備工事費で、さっき蛇谷との説明がありましたが、これっていつもそういう形で先にわかる工事費を見込んでいたんですか。

事務局               令和7年度の工事費というのは、例えば大雨で崩れたとか、そういうときの直近の対策の費用として見込んでいます。

福井委員            別に積立金があるのですから、積立金を取崩してだんじりに補助金を付けるという考えもあるけれども、今それはないということですか。

事務局               山車の補助金につきましては、令和7年度も、増額をできないかということで予算策定時に協議しましたが、やっぱりほかの補助金やその他との関係もございまして、難しいということで同額という形になります。

細谷委員長          山車維持管理の必要経費はやっぱり上がるとるからね。

福井委員            事務用品で2万円足したのは、それが事務用品ですか。

事務局               紙用品等、資料作成等に使用しますので、増額しております。

細谷委員長          新しい委員さんが大分来られたんで、<sup>ど び わり</sup>土樋割の方に視察に行けないのでしょうか。

事務局               軽自動車やバンタイプですと十分行けるのですが、バスは入れません。10人乗りであれば入れる可能性はあります。

細谷委員長          アスファルト舗装がひかれていたとおもいますが。

事務局               検討してみます。

細谷委員長          他に何かありますか。  
なければ異議なしということでよろしく願います。  
ありがとうございます。

事務局               ありがとうございます。

細谷委員長          それでは、次に報告事項(1)「行政視察について」事務局から説明をお願いします。

事務局

—「行政視察について」説明—

細谷委員長

行政視察に参加された方、何かありますか。また、行かれなかった方も質問等があればお願いします。

松本委員

私は都合で参加できなかったんですけど、2つの財産区で一番気になるのは、条例と組織、これは条例と組織で、先ほどお話があったとおりなんですけど、一番違うのは、処分の使途、いわゆる処分の行為ですね、ここのところで大きく違うのは、全て管理委員、2つの財産区のほうは管理委員に同意をいただいて処分が実施できると、同意をいただくということになっているんですが、芦屋市の場合は、この管理委員会の権限といいますのは諮問になっているわけですね。

私自身、これ大きく、いわゆる会社で言えば処分と権限ですよ。処分に当たる部分が、いわゆる条例とか組織である。縛りがある。いわゆる処分の縛りですね。それに対する権限ですね、いわゆる我々の管理委員の、芦屋市の管理委員、この財産区の管理委員のいわゆる諮問なんですよ。だから権限というのは、処分の行為をしたりすることができないということで、単なる意見を言う場所だなというふうに、私、認識しているんですが、この辺のところは大きく違うんで、その辺の考えが変わらない限り、例えばだんじりの予算を増やせとか何とか言われても、なかなか前に行かないんじゃないかなというふうに私考えているんですが、いかがですかね。

事務局

これはもともとこの財産区管理委員会を諮問機関の1つにするという形的时候も議論があったことだと思いますが、まず地方自治法上は、財産区としては財産区議会ということで、財産区区域内の人々の選挙で選ばれた人によって運営する財産区と、先ほど言いました財産区管理会、市長が議会の同意を得て管理会の委員を決めるという方式が地方自治法上であります。

本市の場合は、諮問機関という形で、市長の諮問に基づいて同意を得て行っているという形を取っています。したがって、当然、議会あるいは管理会方式から比べれば弱いという認識にはなるかと思いますが、本市といたしましては諮問機関という形で取り扱っているところでございます。

松本委員

分かりました。

寺本委員

この大原の共有山の財産区のことですけど、何か体制から見たら、どっちか言ったら議会のほうが合ってるような気がするんですけどね、なぜ管理会にされたのかというのは聞いていらっしゃいますか。

事務局

委員を選ぶのも、その地域に住んでる人に選挙権があるのではなくて、地域の総代の中の50名に選挙権があります。

寺本委員

選挙委員みたいな形ですね。

総代さんというのは、自治会の会長みたいな立場なんですかね。

- 事務局                    そのような感じだったと思います。  
                             もっと小さい地域かもしれません。
- 寺本委員                分かりました。プリントだけなので、こういった財産区を持ってるところというのは、割と全体的に高齢化が進んでるところが多くて、新しい人があまり入ってこないというところに問題があって、将来どうするかというようなものがなかなか描けないという考え方もあるみたいなんですけど、その辺、何か話は聞かれましたか。
- 事務局                    財産区の委員と直接お話できたのが甲賀市のほうだけだったんですけども、ここも当然同じ悩みは抱えております。高齢化、そして、もともとは林業ですので、材木を売って、その収益が財産区の財産というところですが、材木が売れないという状況があるようです。  
                             それでも、必要性のために林道を整備したり、それは県とか補助をいただいて林道を整備したり、維持管理をしているという状況の話は聞いておりますが、高齢化というのは、財産区に限らず、この地域そのものが高齢化しているところがありますので、同じ悩みは、どこの財産区も持っていると思います。
- 寺本委員                その新しい組織、以前、浜松に行ったときのようなNPO法人つくっていくとか、そんな動きは全然ないですね。
- 事務局                    こちらの財産区では、そのような動きは、今はないようです。
- 細谷委員長            伊賀上野市のだんじり会館は、財産区と関係はないのですか。
- 事務局                    市が運営しています。
- 細谷委員長            伊賀上野市には、財産区はないのですか。
- 事務局                    財産区はあります。  
                             当初は、伊賀上野市にも行く予定だったんですけど、財産区の選挙と日程が重なって見送りました。
- 福井委員                これがやっぱり文化財指定されていることで公費負担し易くなっている。
- 樋口副委員長        逆にその諮問というか、我々と同じような諮問機関となっている財産区があれば視察できればと思います。
- 事務局                    分かりました。次回に向けて候補地を探してみます。

樋口副委員長 諮問機関ということは、諮問を受けて、土地を貸すとか売るとかということになるんだけど、委員の間で、文化面で我々ができることというのをみんなで考えていこうということになっています。

どこかで諮問の項目にそれを上げていただくと、市長に対してこういうふうな、こういう考え方で芦屋市としてやってもらえませんかみたいなことを言っていけるのではないのでしょうか。

ここで決まったことは、議会の参考にはなっても、別にそこで否決されたら終わりみたいなことになります。

福井委員 昨年度視察した浜松市のNPO法人以外は、基本的にはもう地方自治法の中であって、組織の権限としては高いかもしれへんけど、変わらないということですかね。諮問機関であるところが例えば近所にあったとしても、その枠は出ないだろうなとは思っています。

芦屋市の諮問機関の中でも、これだけ意見の通らない諮問機関はほかにないような気がするんですけども、それをかなえる方法というのを考えたほうがいいだろうなとは思っています。

副委員長のおっしゃったように、探していいのがあればぜひ見に行って、どういうつながりを市長部局と行政のほうとリンクさせるのかというのもあればいいと思うんです。そういった意味では、今回行った視察のところは、地域性はありましたが、そのまま本市に当てはまるかというと、ちょっと難しそうやったなというのが1つの印象ではありました。形を変えるのは難しいですからね。変えるなら一気に変えたほうがいいと思います。

朝比奈委員 まあ改めて甲賀市とか見させていただいて、ここの阪神間にあることを認める貴重な場所である里山というか、今、芦屋も大分、里山がなくなってきてるんですけど、そういう意味で非常に阪神間では貴重な場所というふうに言われていると思うんです。そういう意味で、この財産区を自然とかそういうものにも親しめるというんですかね、そういうものにも注目して、利用というのか、どういうふうにしていけばいいのかというのを検討するのもすごく価値があるんじゃないかと思うんですけどね。

ぜひ大切に、まあまあ今も大切に管理されているわけですけど、そういうふうなエリアではないかなというふうに思いますけどね。ちょうどあのエリアは分水嶺もあって、芦屋川、もちろん住吉川とか昔から水争いとかあったような、そういう場所があって、そういう意味でも非常に分水嶺の、昔から農業には外せない地域の場所でもあると思うんで、そういう意味で、この財産区を考えるのも1つの考え方かなと思います。

天王寺谷(充)委員 伊賀上野市のこのだんじり会館ですけど、これは市が建てた会館なんですか。

事務局 市の建物です。

天王寺谷(充)委員 芦屋市として、もし、だんじり会館を建てるとして、市がこういうことについて、どういう条件が必要ですかね。

事務局 例えば、湾岸下のところに倉庫を建設する際に、当時のだんじりで場所がないというところがあったので、その3基分を確保しているというところがございます。

これが会館となりますと、外向けに皆さんに来ていただいてという形になるんですが、そうなりますと市として一定方向性を示した上で造るという形にはなと思います。

現在、市としては、市内の公共施設については、人口減少の中でその施設の必要性とかを考えているところです。例えば本庁舎の北館は、かなり古くなって、建物としての耐用年数的には厳しい状況になっていますから、今のところは改修して延命を図るのではなく、解体も検討しています。

天王寺谷(充)委員 まあ、計画がないのは分かってるのですが、建てるとしたらどういうふうな条件がそろえばいいのでしょうか。いや、これ、視察した大原財産区は、会館を持っていました。

だから、この共有財産区の積立金をだんじり会館みたいなものを建てるのに、どういう条件がそろったら市としては進められるのか。これ伊賀上野市のほうは、国指定重要無形民俗文化財に認定されているとか、ユネスコ無形文化遺産、そういう関係でなっているのか、どのような条件がそろえばなるのかいうことなんですけどね。

だんじりがこういうユネスコ無形文化遺産とか、それに承認された場合は、何とか考えると、そういう条件はないですかね、何か。

事務局 きっかけがあれば、ここまで行ったらだんじり会館を建設できるというルールがあるわけでもなく、また、そういうコンセンサスというか、市民の皆様と議論が積み重なってるわけでは今はまだないだろうということを理解は一応していますので、ここまで行ったらできますよとかいうことを今ここで言うのはなかなか難しいかもしれないです。

天王寺谷(充)委員 もうちょっと伊賀上野市のこと聞いたかったけど、これはね。どういうふうにして市がこういう会館までを建てるに至ったかというのを知りたかった。ちょっと今回残念でしたなという感じですね。

それで、委員長から配られた新聞記事の住吉学園のほうは、これ財団でやってるから、その意向でできるということなんです。

事務局 一般財団法人として開設されているということです。

天王寺谷(充)委員 まあ今のところ、そういう考え方はないということなんやね。もうちょっと伝統文化とか何かに力入れてほしいんやけど、芦屋市もね。文化都市言うんやったらね。委員長、どうですか。

- 細谷委員長 伝統文化に力を入れていただけたらいいけども。
- 天王寺谷(充)委員 難しいかな。お金がたまつてね、使えるんだったら。これもまた公共な建物に寄附するとか。
- 細谷委員長 あとは前に言ったように、芦屋市の南、臨港線から南の方は、だんじりがないと言ってましたね。
- 事務局 新しい町ですから、元々だんじりそのものがないところです。シーサイド、それから南芦屋浜地区は埋め立てて、新たに造成された地域ですから。
- 天王寺谷(充)委員 この民俗文化財とかユネスコ文化財申請って何か申請するんですか、こっちから認めてくださいということを。
- 事務局 それは文化財のほうに聞いてみないと分かりませんが、当然、市の申請だけでは駄目で、ユネスコの場合は国からの申請が必要となります。  
そういった部分の影響があると思います。
- 細谷委員長 あと、何か意見があれば。  
ところで、神戸市の財産区もやっぱりいろんな収入源がなかったら潰れるやろし、やっぱり収入するところがあるんですか。
- 事務局 おそらく本市と同様に土地の貸付収入があると思います。打出芦屋財産区は山林しか持ってませんが、宅地部分を持っている財産区もあります。いわゆる町なかの土地を持ってると聞いています。そういう部分の貸付収入というのが大きいかなと思います。
- 細谷委員長 近隣市の財産区で、何か話できるとこあったらいいのではないのでしょうか。
- 福井委員 法人とかにしてるのは、もうね、住吉学園ぐらいですね。
- 細谷委員長 他に何か意見ありますか。よろしいですか。  
次の行政視察は、令和8年度ということですね。
- 事務局 行政視察につきましては令和7年度はなしで、次は令和8年度になります。  
ただ、先ほど言いましたようにバスを借りるとかの分の予算は取っておりますので、例えば現地調査ですとか、それこそ先ほど言った神戸市とか、そういうところに行ったりする分は可能です。
- 細谷委員長 分かりました。

そのほかなければ、本日はこれにて議事終了ということでよろしいですか。  
では次回は。

事務局 特に事務局からほかにお聞きするようなことはございません。  
次回といたしましては、例年どおり５月上旬ぐらいに開催の予定ということ  
にしております。

細谷委員長 ありがとうございます。  
それでは、署名委員に選ばれた委員さんにおいては、議事録の署名をお願い  
したいと思いますので、よろしくお願いします。  
本日はこれをもちまして終了します。ありがとうございました。